

## 技術独立移住ビザ ポイントテスト

### A)技術

技術	配点
学士号(もしくはそれ以上の学位)又は取得の為に専門的なトレーニングを必要とする資格を保持していることが要求される職業 【職種例】 ジェネラル・マネージャー、IT マネージャー、調理師、シェフ、通訳者、翻訳者、コンピューター関連技術者、セールス・マーケティング・マネージャー、看護婦、教師(小、中、高)、エンジニア(全般)、会計士、栄養士、カイロプラクター	60 点
学士号レベルを要求される一般職だが、必ずしも専門的なトレーニングを必要とされる職業ではない 【職種例】 マーケティング・スペシャリスト、広告スペシャリスト、編集者、ジャーナリスト、営業(工業製品、情報関連製品)、グラフィック・デザイナー	50 点
ディプロマ又はアドバンス・ディプロマレベルの資格を要求される職業 【職種例】 コンピューター関連サポート、歯科衛生士、不動産マネージャー、保険関連ブローカー、金融関連ディーラー・ブローカー、マッサージ・セラピスト	40 点

### B)年齢

18 歳～29 歳……………30 点	30 歳～34 歳……………25 点
35 歳～39 歳……………20 点	40 歳～44 歳……………15 点

### C)英語力査定

英語力点獲得条件	配点
IELTS のジェネラル・トレーニング・モジュールの各セクションで 6 ポイント以上獲得	20 点
IELTS のジェネラル・トレーニング・モジュールの各セクションで最低でも 5 ポイント獲得	15 点

### D)実務経験

実務経験点獲得条件	配点
上記技術査定項目で 60 点を獲得できる職業もしくはその職業に密接に関わりのある職業において、申請から遡った過去 4 年間のうち 3 年以上の実務経験がある	10 点
専門職業リストに載っている職業において申請から遡った過去 4 年間のうち 3 年以上の実務経験がある	5 点

### E)特別優遇される職業(MODL)

MODL 点獲得条件	配点
移民必要職業リスト(Migration Occupations In Demand List)に載っている職業を申請職業とする(職種例:看護師、料理長見習いを除くシェフ、美容師)	15 点
上記職業において申請前の 2 年間の会計年度を通して少なくとも 10 人のフルタイムの従業員を持つオーストラリアの会社で就職が決まっている	更に 5 点

### F)配偶者

配偶者点獲得条件	配点
申請者の配偶者が実務経験を含む技術・年齢・英語力の最低必要条件を満たした場合	5 点

### G) オーストラリア資格・学位(2 つ以上該当しても、1 つの項目についてのみポイントを取得できる、そして全ての項目に関して、コース指導が英語で行われた場合のみ該当する)

オーストラリア資格・学位点獲得条件	配点
オーストラリアで 2 年以上のフルタイムコースを修了し、ディプロマや各種専門資格、学位などを取得した	5 点
オーストラリアで学士号を取得し、学士号 4 年目研究プログラム履修後、アッパーセカンドクラス以上の成績で修了(又は修士号を継続して取得)した	10 点
オーストラリアで 2 年以上のフルタイムコースを修了し、博士号(PhD)を取得した	15 点

### H) 地方都市

地方都市居住・修学点獲得条件	配点
移民局が指定した地方都市又は低人口過疎地域都市に最低 2 年以上居住し、移民局が指定した教育機関に就学した 地方都市とは、NSW(ニュー・サウス・ウェールズ州)はシドニー、ニューキャッスル、セントラル・コースト、ウーロンゴンを除く全ての地域、NT(ノーザン・テリトリー準州)は全ての地域、QLD(クイーンズランド州)はブリスベン都市圏、ゴールドコーストを除く全ての地域、SA(南オーストラリア州)は全ての地域、TAS(タスマニア州)は全ての地域、VIC(ビクトリア州)はメルボルン都市圏を除く全ての地域、WA(西オーストラリア州)はパース都市圏を除く全ての地域になります	5 点

### I) ボーナス(2 つ以上該当しても、取得できるのは 5 点)

ボーナス点獲得条件	配点
専門職業リストに載っている職業において、オーストラリアでの実務経験が申請から遡った過去 4 年間のうち 6 カ月ある	5 点
10 万ドルの資金をオーストラリア州債に最低 12 カ月間投資する	
オーストラリアの主要貿易相手国、又は主要エスニック社会を形成する諸国の言語にて、その国のその言語によって履修した学士号を取得しているか、その言語によって NAATI の正翻訳者又は正通訳者の資格を取得している	

移民法は頻繁に変更となりますので、(株)日本ブレン・センター・オーストラリアまで日本語でお問い合わせください。電話+61-2 9222-9388、E-Mail [visa2@nbca.com.au](mailto:visa2@nbca.com.au) インターネット上のビザ情報も <http://www.nbca.com.au> でご参照ください。